

横浜市立藤の木中学校PTA会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会の名称を横浜市立藤の木中学校PTAと称し、事務局を横浜市南区大岡四丁目44番1号同校内に置く。

(目 的)

第2条 この会は保護者と教師の協力により生徒の心身ともに健全なる発達のために教育環境の整備に努め、教育効果の向上に寄与するとともに会員相互の教養を高めることを目的とする。

(方 針)

第3条 この会は教育を本旨とする団体で生徒及び青少年の福祉のために活動する他の教育団体及び機関と協力する。

第4条 本会はいかなる団体の支配、統制、干渉も受けない。

第5条 この会及びこの会の役員の名において、会の不利益になる行為並びに会の目的以外の活動に関与しない。

第6条 学校の管理並びに教員の人事には干渉しない。

第2章 会 員

第7条 この会の会員は藤の木中学校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する教職員とする。

第8条 会員は所定の会費を納めるものとする。
・会費は1ヶ月400円とする。(ただし生徒1人につき)

第3章 役 員

第9条 この会は次の役員で構成する。

- | | | |
|--------|----|---------------|
| 1. 会 長 | 1名 | (保護者) |
| 2. 副会長 | 2名 | (保護者) |
| 3. 会 計 | 2名 | (保護者1名・教職員1名) |
| 4. 書 記 | 2名 | (保護者1名・教職員1名) |

第10条 役員(教職員を除く)の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。なお、役員欠員の場合、補充者の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 会長は次の職務を行う。

1. 本会を代表し、会務を統轄する。
2. 総会及び実行委員会、その他の会を招集する。

第12条 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第13条 会計は金銭の収支を記録して一切の会計事務を処理するとともに毎学期実行委員会に報告し、さらに総会において決算報告をする。

第14条 書記は総会並びに実行委員会の議事及び会の重要事項を記録し、その他一般の庶務を行う。

第15条 役員を選出は下記の方法により行う。
・2月総会前に指名委員会を開き、会員中より選出する。ただし、教職員より選出される役員は校長が推薦する。

第16条 役員に欠員が生じたときは実行委員会において協議の上、決定する。ただし、会長が欠員となったときは、副会長が昇格する。

第4章 役員会

第17条 役員会の構成は次の通りとする。
・会長、副会長、書記、会計、校長、副校長

第18条 役員会の任務は次の通りとする。
1. 会の運営に関する企画、立案
2. 予算案の編成
3. 各委員会間の調整

第5章 会計監査

第19条 この会に会計監査（保護者2名）を置く。ただし、役員、各種委員会委員は除く。

第20条 会計監査は役員を選出と同じ方法で指名委員が行う。

第21条 会計監査の任務は次の通りとする。
・会計を監査し、実行委員会に報告するとともに、決算について監査し、総会に報告する。

第6章 総会

第22条 総会はこの会の最高決議機関で定期総会及び臨時総会とする。
1. 定期総会は毎年5月と2月に開催する。
2. 臨時総会は実行委員会が必要と認めた場合開催することができる。
3. 総会は会員の過半数の同意で成立し、なおかつ、総会の決議は出席会員の3分の2以上の同意で成立する。

第23条 総会の任務は次の通りである。
1. 5月総会の任務は次の通りである。
イ. 前年度の決算報告と承認
ロ. 本年度の予算及び年間事業計画の審議決定
ハ. その他

2. 2月総会の任務は次の通りである。
 - イ. 新役員並びに会計監査の承認
 - ロ. その他

第24条 総会は会長により招集され議長は会員の中から選出する。総会の日時・場所及び重要議題については少なくとも5日以前に通告する。

第7章 委員会

第25条 この会に次の委員会を設ける。

1. 実行委員会 役員、正副委員長
2. 指名委員会 実行委員 1名
常任委員 4名
学 校 2名 計7名
3. 常任委員会
 - イ. 学年委員会
 - ロ. 保健厚生委員会
 - ハ. 広報委員会
 - ニ. 校外委員会

第26条 実行委員会の任務は次の通りとする。

1. 予算案並びに総会に提出する議案報告書を作成し、総会の決議に基づいて事業の運営を図る。
2. 年度の計画に基づき業務の企画・立案をする。
3. 会全般の業務を処理し、臨時に必要な仕事がある時はその都度、臨時委員会を設ける。
4. 会長以外の役員及び委員に欠員があった時は補充について協議する。
5. 常任委員会正副委員長は次年度の委員会に引継ぎを行う。

第27条 指名委員会の任務は次の通りとする。

- ・ 委員会は11月中に構成し、2月総会前に委員会を開き、役員候補を指名する。

第28条 常任委員会の任務は次の通りとする。

- イ. 学年委員会
 - ・ 学年学級活動に協力する。
 - ・ 会員の教養向上のための各種行事を立案し、実施する。
- ロ. 保健厚生委員会
 - ・ 会員の保健厚生に関する事業を立案し、実施する。
 - ・ 学校の保健厚生活動の実施への協力をする。
- ハ. 広報委員会
 - ・ 諸広報活動を行う。
- ニ. 校外委員会
 - ・ 生徒の健全な育成を目指すとともに関係機関と協力し、生徒の自主的集団活動の援助をする。
 - ・ 学校の校外指導の援助（パトロール等）をする。
 - ・ P T Aの地区活動への協力をする。

第29条 各委員会は委員長によって招集される。

第30条 常任委員会の選出は下記の方法により行う。

- ・各委員会より最低3名を選出する。
選出された委員は次の委員会に所属する。
学年委員会・広報委員会・保健厚生委員会

- ・各地区により校外委員を1～2名選出する。選出された委員は校外委員会に所属する。

第31条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の場合、補充者の任期は前任者の残任期間とする。なお、指名委員会の任務についてはその任務が終了したとき、解任される。

第8章 会 計

第32条 この会の経費は会員その他の収入によって支弁される。

第33条 この会の経費は第1章の目的以外には使用しない。

第34条 会の決算は会計監査を経て、総会に報告しなければならない。

第35条 会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第9章 附 則

第36条 この会の規約の変更は総会において会員の過半数の同意がなければ改正しない。

第37条 会の運営に関し、必要な規則は規約に反しない限り、実行委員会の議決によって決める。

第38条 この規約は昭和56年5月30日より実施する。

第39条 昭和60年2月8日規約の一部（第30条）を改正する。

第40条 昭和62年2月規約の一部（第30条）を改正する。

第41条 平成6年2月28日規約の一部（第19条と第25条の2）を改正する。

第42条 平成7年2月規約の一部（第30条）を改正する。

第43条 平成11年2月規約の一部（第8条、第22条、第27条）を改正する。

第44条 平成23年3月規約の一部（第8条）を改正する。

第45条 平成24年2月規約の一部（第25条、第28条、第30条）を改訂する。

第46条 平成27年2月規約の一部（第27条）を改訂する。

第47条 令和2年2月規約の一部（第30条）を改定する。